

企業役員の商法違反

福本 憲男

山一証券事件

山一証券はその前身の創業から数え、一九九七年には一〇〇周年を迎え、証券業界の老舗で、野村、大和、日興の各証券会社とともに「四大証券」と呼ばれていた。

四大証券は、金額ベースの株式売買シェアで約三割を占めていた。このうち山一証券は一九九七年度の第一・四半期（四月から六月）の決算で六%を占め、今回の不祥事以前年同期の半分近くに減らした野村証券と同率の三位になった。山一証券は一九六五年、経営危機に陥り、取り付け騒ぎにまで発展し、日本銀行の特別融資を受け危機をしのいでいる。

さらに、大口投資家に対する証券業界の損失補てんが一

九九一年、国税当局の税務調査で発覚し、大蔵省は山一証券を含む四大証券に対し、法人部門の営業自粛を求める処分をした。

(1) 山一証券一〇〇年の歩み

一九九七年	四月	「小池国三商店」として創業
一九二六年	一〇月	社名を「山一証券」とする
一九四三年	九月	小池証券と合併
一九六五年	六月	日本銀行から特別融資を受ける

（証券不況で、経営危機を迎えた山一証券はこの年の五月に金融機関の全面支援による再建計画を発表、しかし、かえって危機の深刻さを印象

一九九七年 七月
 総会屋への利益供与事件で東京地
 検が強制捜査
 一九九七年 八月
 三木淳夫社長ら役員一人が引責
 辞任し、野沢正平専務が社長に昇格
 一九九七年 九月
 利益供与事件で元専務ら五人に続
 き三木前社長が逮捕
 一九九七年十一月
 株価が一〇〇円割れし、一時五八
 円まで急落。米国ムーディーズ社が
 社債の格付けを「投機的」に格下げ

(2) 山一証券が関係した過去の事件

一九八九年 二月
 小池隆一・総会屋グループ代表側
 が山一証券等四大証券の株を各三〇
 万株ずつ購入
 一九九〇年 七月
 山一証券と都銀一行の計一一〇億
 円の損失補てんが表面化
 一九九一年 七月
 東京国税局は四大証券の損失補て
 んについて、九〇億円の追徴課税処
 分
 大蔵省が四大証券を行政処分。全
 法人部門で四日間の営業活動自粛を
 求める
 四大証券が有価証券報告書を訂正。
 九〇年三月期までに合計二二一社に
 一二八三億円を補てん
 大蔵省が九〇年四月から九一年三
 月までの四大証券の損失補てんを報
 告。七八法人に四三五億円
 大蔵省が九一年三月期の損失補て
 んで、四大証券の支店を含む法人部
 門に一〜三週間の営業自粛を指導。

山一は二週間

一九九二年 四月 小池代表が四大証券に質問状を郵

送

一九九七年 五月 証券取引等監視委員会が野村証券

と元役員らを告発。東京地検特捜部

が酒巻英雄元社長を逮捕

一九九七年 七月 東京地検特捜部と証券取引等監視

委員会が山一証券を強制捜査

(3) 利益供与と証券取引法違反(損失補てん)

一九九七年七月三十一日東京地検特捜部と証券取引等監視

委員会は、証券取引法違反(損失補てん、利益追加)と商

法違反(総会屋への利益供与)疑いで強制捜査を行った。こ

れは、山一証券が大株主の総会屋に対し、同社が一九九五

年一月シンガポール国際金融取引所(SIMEX)での金融先

物の自己取引によって得た七九〇〇万円の利益を、総会屋

グループ代表小池隆一被告Ⅱ野村証券事件、第一勧業銀行

事件で起訴Ⅱの弟が社長を務める不動産会社「小甚ビル

ディング」の口座に二二回にわたって付け替え、小池代表

に不正な利益供与をした疑いである。

この日の捜索は、法人としての山一証券と同社の幹部に

ついでの内容疑とされ、捜索は、証券取引法違反については特捜部と監視委員会が合同で、商法違反については特捜部が行い、同社の本社と支店のほか、「山一ビジネスサービス」などの関連会社を対象とする大掛かりなものであった。

調べによると、小池代表は一九八九年二月、第一勧業銀行から融資を受けて小甚ビル名義で山一証券の株式三〇万株を購入し、株主総会で議案を提出する権利を得た。その後、一九九四年六月に小甚ビル名義の口座を山一証券に設け、証券取引法で禁じられた取引一任勘定による取引を続けていた。

しかし、この取引で一九九五年はじめまでに約三〇〇〇万円の損失が生じたことから山一証券は同年六月の株主総会の進行について小池代表の協力を得る目的で、損失の穴埋めをしたうえ利益の追加をしたとみられる。付け替えに充てられたとされる七九〇〇万円の利益は、SIMEXに上場されている株価指数先物「ニッケイ225」を山一証券が売買して得た。これを、小甚ビルが注文を出したかのように装って利益を付け替えていたという。

翌三十一日には、同証券の行平次雄会長や三木淳夫社長を含む役員、白井隆二副社長、元首都圏営業部長で営業事務部等担当の松下光陽取締役や歴代の総務部長経験者、株式

部幹部の自宅など約二〇ヶ所の家宅搜索を合同で行い関係資料の押収がおこなわれたという。この搜索は、前日の本社などの搜索と同様、総会屋グループ代表の小池隆一被告との一任勘定の取引に絡み、法人としての同証券などに対する証券取引法違反（損失補てん、利益追加）と商法違反（総会屋への利益供与）容疑を裏付けるのがねらいで、搜索対象は幅広いものとなっていた。

山一証券が小池代表に利益供与したとされる事件で、同証券は、小池代表の親族企業「小甚ビルディング」の口座が開設された一九九四年六月時点で、小池代表と取引内容を証券会社に任せる「取引一任勘定」の契約を結んでいた疑いが強いことが、証券取引監視委員会の調査でわかった。こうした契約は証券取引法で禁止されており、野村証券のケースと同様に、山一証券での取引一任勘定についても監視委員会の調査の結果で行政処分勧告がなされる可能性が高まった。

監視委員会の調べによると小池代表は一九九四年六月、山一証券本店の首都圏営業部に「小甚ビル」名義の口座を開設したが、このとき、山一証券が小池代表側と取引一任勘定の契約を結んだと見られる。

この取引には複数の社員がかかわっており、監視委員会

は法人としての山一証券の契約とみて、調査を続けた。

小池代表をめぐっては、野村証券も一九八九年二月から一九九七年七月まで取引一任勘定を行ったとされ、証券取引法がこうした契約を禁止した一九九二年以降の取引が行政処分を勧告する理由の一つとされたのである。

（４）利益供与事件と同社役員の間与と容疑

山一証券による利益供与容疑事件で、山一証券が一九九五年一月、総会屋グループの小池隆一被告に野村証券、第一勧業銀行の両事件で起訴に約七九〇〇万円を不正に供与する際、山一証券本社の三部門が関与し、複数の役員、部長級幹部が了承しており、株主総会を担当する副社長も事実上、承認していた疑惑も浮上し、東京地検特捜部と証券取引等監視委員会も最高首脳部の関与の有無を視野に入れ、一九九七年八月初旬にその解明を進めていた。

山一証券の複数の関係者からは、小池代表は一九九三年ごろから、同社の総務部に対して、執拗に口座開設を要求した。同証券側は当初、これを拒んでいたが、一九九四年六月になって窓口になっている総務部幹部が引き受け、首都圏営業部に小池代表の親族企業「小甚ビルディング」名義で口座が開設された。

山一証券側が売買を任された違法な取引一任勘定が続けられたが、機械メーカー銘柄の売買などで約三〇〇〇万円の損を出した。これに気づいた小池代表は一九九四年一月、総務部幹部に「一月中に何とかしろ」と追ったといわれ、このため総務部幹部は小池代表側口座のおかれた首都圏営業部の幹部（当時）や、自己売買取引など株式部門であるエクイティ本部担当の専務（当時）などに相談して、シंगाポール国際金融取引所（SIMEX）の先物取引を利用して、利益を付け替えることになった、とされた。

首都圏営業部やエクイティ本部も、総務部の要請であったことから、小池代表側口座が総会屋関連口座であることは暗黙の了解事項だった。

その直後、総務部門の最高責任者であった白井副社長も、小池代表側に損失補てんを行うことの報告を受けていたとされ、事実上、承認していたとの見方が社内では強まっていたといわれていた。

三木淳夫前社長と岩佐茂太良元総務部付部長が小池代表への対応をめぐって節目ごとに会い、報告、了承していたことも関係者の話で明らかになっている。岩佐元総務部付部長は長年にわたって総会屋との窓口役を務めていたとい

われ、退職後も囑託として総務部に残っていた。三木前社長は岩佐元総務部付部長から小池代表の口座取引を特別扱いにすべきかどうかの相談を受けていたといわれる。三木前社長は、「警戒すべき人物の口座なら、君の言うとおりにやるのも仕方がないのかなあ」などの趣旨の発言をし、事実上、承諾を与えたという見方があった。

山一証券は一九九五年一月中、SIMEXで儲けた取引二二回分約七九〇〇万円を小池代表側口座に付け替えた、とされている。

不正な供与に何らかの形で関与したのは、役員や部長級幹部合わせて一〇人近くいると見られた。

東京地検特捜部では、一九九七年八月末に、山一証券の株主総会を担当していた白井前副社長やエクイティ本部長だった井山元専務らから、総会屋への利益供与容疑事件について、参考人として事情を聴取している。前述のようにこの事件では、同証券の三部門が関与し、複数の役員、部長級幹部が了承していたことが関係者の話などで明らかになっていた。白井前副社長は、総務部門の最高責任者としてこうした事情を知りながら、小池被告に損失補てんをすることを承認していた疑いが指摘されており、特捜部は、こ

の前白井社長らの関与の有無についての説明を進めるため、本人らからの事情聴取に踏み切っている。

特捜部では、一九九七年一月八日に拘留満期を迎える井山元専務ら五人の山一証券側容疑者の共謀を裏付ける証拠の捜査のなかで、さらに、社内手続きを経て小池代表に渡った不正な利益は、逮捕容疑となった一九九五年一月の約七九〇〇万円以外にも二〇〇〇万円余りある疑いが新たに浮上し、不正な利益供与の総額は約一億円になる見込みとなった。

(5) 証券取引委員会の告発と東京地検の逮捕

山一証券が総会屋グループ代表小池隆一被告に七九〇〇万円の利益を供与したとされる事件で、証券取引等監視委員会が、一九九七年九月一七日午前、法人としての同証券と井山日出邦・元専務、松下光陽・元首都圏営業部長、末貞俊士・元株式部長の現取締役二人、岩佐茂太良・元総務部付部長、関本重雄・元株式部付部長ら五人を証券取引法違反(損失補てん、利益追加)の容疑で、総会屋グループ代表・小池隆一被告を同法違反(損失補てん要求)の容疑で、それぞれ東京地検特捜部に刑事告発した。この告発を受けて、同特捜部は同日午後、元専務らについて商法違反

(総会屋への利益供与)容疑も含めた取調べを開始、これらの五人をこの疑いで逮捕し、本格的捜査に着手した。九月二四日午後には三木淳夫前社長を、一月二日には前副社長で顧問の白井隆二を他の逮捕者と同じ容疑で逮捕している。

証券取引等監視委員会と東京地検特捜部は、七月末に同証券本社や井山元専務らの自宅など一〇数ヶ所を合同で捜索するとともに、八月には利益供与の舞台となったとされるシンガポールに捜査員らを派遣するなどして、小池代表側の取引口座の注文伝票などの書類を精査している。これにより、山一証券が自己売買の利益を小池代表側の口座に付け替えた過程が浮き彫りになってきた。当初、同証券の幹部らは利益供与について否認していたが、こうした点の追及で、井山元専務らは一連の経緯を大筋で認めるようになったとみられ、総会屋対策を担当する総務部、自己勘定取引をした株式部門、小池代表側の口座がおかれていた首都圏営業部の三部門が中心になって利益供与にかかわった構図が明らかとなり、同地検は井山元専務ら上記五人を商法違反(総会屋への利益供与)と証券取引法違反(損失補てん、利益追加)の容疑で同日午後逮捕し、小池代表を証券取引法違反(損失補てん要求)と商法違反(利益供与の

受領)の容疑で再逮捕するとともに、山一証券本社など一〇数ヶ所を捜索している。このときの調べによると、小池代表との窓口役を担当していた総務部の岩佐元部付部長が、株式本部長だった井山元専務に小池代表の口座で生じた損失の対策について相談し、井山元専務の指示を受け、株式部の関本元部付部長がシンガポール市場を利用することを発案し、末貞元部長がこれを了承、松下・元首都圏営業部長が問題の口座を管理した、とされる。

(註) 東京地裁は、一九九七年一月一日、総会屋グループ代表への利益供与事件で、商法違反と証券取引法違反の罪で起訴されていた山一証券の前社長・三木淳夫被告ら幹部八人を保釈保証金一人あたり八〇〇万円〜二五〇〇万円で保釈を認めている

(6) 最高幹部らの逮捕と会社の対応

一九九七年八月一日に三木前社長の後を受けて就任した、野沢正平新社長は今回の総会屋に対する利益供与事件に関して、同月一四日の新聞社のインタビューで、総会屋への利益供与事件については「非常に残念に思っている。全容解明に向けて、捜査に全面的に協力する。顧客にはお

詫びしてまわるように、各店にも徹底している」

総会屋との関係をどのようにして絶つのかについては「業務管理本部を強化する。人員増など質量ともに充実させる必要があると考ええる。総務審議室を新設し、情報誌をやめる方向で検討する。人事も絡む問題だが、九月をめどに早急に決めたい。少なくとも今年度下半期が始まる一〇月には完全に新体制を固めたい」

不正取引など社内でのチェック体制の強化については

「法令遵守の考え方をしっかり植え付けなければいけない。業務管理本部と支店の連携で、営業マンにも徹底させる」

この会見は、山一証券が幹部役員の刷新人事後であり、行平次雄前会長、三木淳夫前社長らがのぞんでいたが、「会社ぐるみ」様相の深まる中で、「関与はない」と行平、三木の両氏は口をそろえていた。しかし、具体的な疑惑内容については「捜査中」を理由に口をつぐんでいた。三木氏は、「捜査が進めば、その段階で説明しなければいけないと思っています」と述べていた。

九月一七日の記者会見で野沢社長は、一転して五人の容疑は認めたものの、「個人的行為」との主張を繰り返し、「五人が相談してそれぞれの個人の関係でやったこと」として、「組織ぐるみ」との見方は否定していた。

行平次雄・前会長らの事件への関与については

「関与はない。副社長以上には何の報告もなかったと聞いている。これ以上の逮捕者は、私としてははないと思う」と話していた。

証券取引法違反で逮捕された現職取締役の松下光陽・元首都圏営業部長と末貞俊士・元株式部長の二人は、六月二十七日付で就任した新任役員で、社長ら役員一人が引責辞任した八月一日の刷新人事でもそのまま役員に残っていた。山一証券では強制捜査が入った七月末以前から社内調査を進めていたものの、二人の事件への関与を確認することができず、社内調査のずさんさと身内の責任追及への甘さがあったものと思われる。この二人の現職取締役は社内での調査に対して強制捜査が入った後も、自らの関与をあいまいにしていたという。また、この二人については、利益供与があったとされる一九九四年六月当時、株式部門や首都圏営業部において、事件に関与していたという見方が当初から出ていた。役員人事の刷新の際にも二人が役員にとどまることを疑問視する声もあった。しかし、「六月に就任したばかりの二人を理由もなく退任させた場合は、利益供与の事実をそのまま認めることになる。社内調査には限界があり、関与の事実もはっきりしなかったということで役

員にとどまっていたという。同証券では、事件に関する社内調査について、八月一日に辞任した三木前社長が「捜査段階であり、中間結果を公表するつもりはない」と発言し、直前まで違法な利益供与の事実について知らなかったとも述べていた。

東京地検に逮捕された同証券の幹部の一人が一九九六年八月、不正事件の発覚を恐れて「もう、終わったことだから」と発言し、社内調査が不徹底に終わっていたことも、関係者の話からわかったという。この時点ですでに社内首脳にも、小池代表側の口座が「疑わしい口座」であることが伝えられ、知られていた可能性が高い、ということ。同証券の複数の関係者によると、本社に残されていた不正な伝票や書類は、一九九五年夏の社内の定期監査で見過された。顧客が取引の経過を確認したことを示す書類には、「注文客」だった小池代表の弟の印鑑がきちんと押されていた。書類の体裁も整っていた。しかも、シンガポール現地法人の伝票までには調査の対象にされなかったという。しかし、証券取引等監視委員会が一九九六年八月、山一証券に、小甚ビルディング口座に関連する内部資料の提出などを求めたことから、社内の風向きが変わったという。ところが、当時、首都圏営業部長で元取締役の松下光陽が、過去の取引

であり社内監査も通過していたことから「もう終わったことだから、いいではないか」などと言い出したという。小甚ビルディング口座の開設されている部門の責任者の発言で再調査は不十分のままになったという。山一証券の当時の現職幹部の一人は、「昨年夏の再調査の時点で『疑わしい口座』のあることを、会社の首脳は聞いていたはず。それなのに突っ込んだ調査をさせず、問題の根を深くした」と悔やんでいたという。

(7) 逮捕された者の横顔

行平次雄・前会長

かつては大蔵省を担当する

MOF担であった。一九八六年専務だった当時、値上がり確実といわれた三菱重工の転換社債を政官界に優先的に譲渡した疑惑が持ち上がり、関連会社に出された。しかし、一九八七年に副社長として帰り咲き、八八年に社長となっている。

三木淳夫・前社長

経営難が続いた山一証券で一

九九二年六月に社長。一九六〇年入社で、エリートコースの企画部門から順調に出世した元MOF担。副社長当時、やがて簿外での債務処理に結びつく「飛ばし」取引にはまり

込む。細身の外見から「ひ弱な社長」といわれてきたが、「むしろ決断の速い人。しかし、社長になったとたん、簿外処理の問題がおきた。本音は早く職を譲りたかったのではないか」とは同社の元幹部の言があった。総会屋への利益供与事件で山一証券が家宅捜索を受けた後の一九九七年八月、社長辞任に追い込まれ、その事件と大手リース会社への損失補てん事件で逮捕、起訴されている。今回で三度目の逮捕となっている。

白井隆二・前副社長

一九五九年入社。八九年に

取締役経理部長に、九一年には常務で財務本部長、九二年には専務となっている。人事や財務などの管理部門が長く、経営の中核を歩んだ。手堅い仕事振りには定評があった。行平前会長らの信頼も厚く、債務の簿外処理に加担してしまつた。副社長となつた一九九四年以降、総務部門も担当し、三木前社長と同じく今回が三度目の逮捕となっている。

井山日出邦・元専務

「金融のオールラウンドプ

レーヤー。明快な相場観をもった人物」といわれていた。一九六一年に入社し、取締役、常務と昇進した。専務となつた九四年、株式部門を統括するエクイティ本部長に就任。小

池代表への利益供与はこの時代に行われた。その後、関連会社の副社長に転出したが、会社が強制捜査（家宅捜索）を受ける直前の七月末辞任した。

松下光陽・取締役 「会社への忠誠心も厚く、人望もあつた」と松下を知る社内関係者の見方がある。営業実績を積み重ね、一九九七年六月役員になった。首都圏営業部長だった利益供与当時、小池代表の口座開設などにかかわつたとされる。「総務部が持つてきた話だったので（総会屋関連だろうと）推測はできた」。「経緯は知らないが、しかし、書類に私が判を押ししており、私が責任を負わねばならない」といつていたという。

岩佐茂太良・元総務部付部長 「物腰の柔らかい人」と社内では評されている。総務部門が長く、「やみの人物」たちとの付き合いも長かったと見られる。同社のある元幹部は「汚れ役を任されてきたのに、逮捕されるなんて気の毒だ」との声もある。

末貞俊士・取締役近畿本部長 一九七二年の入社で、一九九七年六月に役員に就任したばかり。一九九五年

一月の付け替え工作当時の株式部長だった。

関本重雄・デリバティブ業務部付部長 事件当時、株式部付で、井山元専務の下にいた。株式畑が長く、証券マンとしての市場感覚は社内でも有数と評価されていた。

(8) 小池被告の山一証券に関する公判と検察側の冒頭陳述(要旨)

小池被告に対する東京地裁の初公判は、一九九七年九月二日に開かれ、起訴事実の「株取引で生じた損失すべてを補てんするよう山一証券に要求した。一九九四年一二月から九五年一月にかけて三二回にわたり、シンガポール国際金融取引所で山一証券が行った株の付け替えにより、合わせて約一億七〇〇万円の利益を受けた」という起訴事実(骨子)についての罪状認否で「起訴状記載の事実を認めます」と述べている。この日の初公判は、起訴状の朗読の後、罪状認否の終了した段階で閉廷された。第二回公判は一九九八年一月二六日に開かれ、検察側の冒頭陳述がおこなわれた。

(要旨)

山一証券に対する損失補てんの要求と利益提供・利益

供与を受けた状況等

被告人は、一九九四年三月以降、野村証券の小甚ビルディング名義口座で評価損が開始、大和証券では、一九九四年一月下旬にJ.R.東日本株式を損切りして約三億四千万円の実現損を確定させ、同社本店営業投資相談部に開設した仲本元成名義口座で同社に一任取引を行わせて右損失の補てんをさせている状態であり、日興証券でも、一九九三年一〇月に小甚ビルディング名義口座で買付けした東京電力株式の評価損が拡大しつつあって、右三社では当面運用による利益が望める状況になかったことから、第一勸業銀行からの迂回融資の返済資金や自らの生活費に充てるため、それまで被告人の度重なる要求にも一任取引による資金の運用に依りてこなかった山一証券に対して、何としても右運用を引き受けさせようと考え、一九九四年六月上旬ごろ、同社総務部別室を訪れ、部付部長の岩佐茂太良に対し、「今回は何とか受けてもらいたい。資金規模としては、二、三億でいいから、半年間運用して、せめて一割くらいは儲けさせてください」などと言って、資金規模及び運用期間を従来の要求より縮小した上で、一任取引による資金の運用を要求した。

被告人は、そのころ、小池嘉矩を通じて、小甚ビルディ

ング名義口座に右評価損が生じており、山一証券側が運用期間の一カ月延長を求めていることを聞き、一九九四年一月中旬ごろ、山一証券総務部別室を訪れ、岩佐に対し、「約束した利益が出るどころか、かえって損が出ているが、証券会社なら、悪い相場の中でも、確実に利益を出す方法も色々あるでしょう。これまでは当たり前のやり方が多すぎたんじゃないか。銀行には一月いっぱいまで期間を延長してもらおうように言っておくから、どんなやり方でもいいからもっと色々やってみて結果を出してください。こちらの都合で一月末まで待つんだから、こちらも利息が余計にかかるので、損を埋めて一割の利益を出すだけでなく、さらに利息分くらい上乗せした利益を出してください」などと言って、確実に利益を出させるあんこ等の不正な手段を用いて右損失を補てんした上、さらに利益を追加するよう強く要求した。

岩佐は、本店首都圏営業部長の松下光陽と相談の上、一九九五年一月末までに被告人の右要求に応ずるためには、期限が切迫しており、早急に損失補てん及び利益追加を行う必要があることから、エクイティ本部に同口座の運用を全面的に任せて、あんこ等の不正な手段を駆使して一九九五年一月末までに約三〇〇〇万円の評価損を埋めた上、さ

らに五〇〇〇万円くらいの実現益を出してもらおうほかないと考へ、岩佐から三木淳夫に被告人の右要求を報告したところ、三木から、エクイティ本部をして右のとおり的手段で同口座に利益を提供・供与させるようにとの指示を受け、その後岩佐において、エクイティ本部担当副社長の白井隆二の了承も得て、エクイティ本部長の井山日出邦に対し、三木の右指示を伝えたところ、井山もこれを了承し、一九九四年一月一〇日すぎころ、同本部株式部長の末貞俊士及び関本重雄に対し、あんこ等の不正な手段により早急に同口座の損失を埋めた上、所要の利益を追加するよう指示し、兩名もこれを了承した。

(9) 逮捕者らの起訴と公判

東京地検特捜部は、一九九七年一〇月八日總會屋グループ代表に対する不正な利益を提供したとして逮捕していた山一証券の元専務・井山日出邦、元総務部付部長・岩佐茂太良、元首都圏営業部長・松下光陽、元株式部長・末貞俊士、元株式部付部長・関本重雄の各容疑者について逮捕容疑となった「商法違反(利益供与)」と証券取引法違反(損失補てん・利益追加)の罪で、法人としての山一証券については、「証券取引法違反」の罪でそれぞれを東京地裁に起

訴した。

起訴状によると、井山元専務らは一九九四年二月一日から翌年一月三一日にかけて、シンガポール国際金融取引所での金融先物の自己取引で得た総額一億七〇〇万円の同証券の利益を、「小甚ビルディング」名義の口座に付け替えた。利益の付け替えは計三二回にわたり、一回あたりの額は四〇万円から最高で七〇〇万円弱に及んでいたとされた。これは一九九五年六月の株主総会の議事運営で小池代表の協力を得る目的だったという。

特捜部の取調べでは、小池代表に約一億円の利益を不正に提供していた事件で、短期間に利益を上げつづけた小池代表側の取引が連戦連勝のままで終わると不正な取引が発覚しかねないとして、同証券が約一〇〇〇万円の損失を事後に計上するなどの隠ぺい工作をしていたことも明らかになった。

東京地検特捜部は、一九九七年一〇月一五日山一証券を舞台とした利益供与事件で、前社長の三木淳夫容疑者を商法違反(總會屋への利益供与)と証券取引法違反(損失補てん・利益追加)の罪で東京地裁に起訴した。總會屋グループ代表の小池隆二被告は商法違反などの罪で起訴への

不正な利益を提供するための口座を開設するときや利益供与が行われる直前など、節目ごとに部下から判断を求められ、三木前社長が「しつかり頼むよ」などいづれも了承していたことが捜査で裏付けられた。調べに対して三木前社長は、不正な利益供与を承諾したことについて、「苦渋の決断だった」ともらし、さらに、「小池代表の要求をうけないと、株主総会が荒れ、企業のイメージを損ない、営業が影響を受ける恐れがあったから」などと説明したという。

東京地検特捜部は、一九九七年一月二二日不正利益供与事件で、一〇月一五日に起訴された前社長の三木淳夫に続いて同容疑で、総務部門の最高責任者であった同社前副社長の白井隆二容疑者を東京地裁に起訴した。起訴状によると、白井被告は、株主総会の円滑な議事進行で協力を得るため、前社長の三木淳夫被告らと共に、一九九五年一月、株式の自己売買を行うエクイティ部がシンガポール国際金融取引所の上場されている株価指数先物取引で得た利益の一部計一億七〇〇万円を、小池容疑者の実弟が経営する不動産会社「小甚ビルディング」名義の口座に付け替える手口で損失補てん、利益を供与・追加したとされる。

(10) 山一証券元部長らの初公判

一九九八年三月二三日商法違反と証券取引法違反の罪に問われた山一証券の元エクイティ本部株式部長・末貞俊二被告と元株式部付部長・関本重雄被告、元嘱託社員の岩佐茂太良被告ら三人と、法人としての山一証券に対する初公判が東京地裁で開かれた。この公判の罪状認否で、末貞被告と関本被告の二人は商法違反については無罪を主張し、岩佐被告と会社は大筋で起訴事実を認めた。末貞元部長と関本元部付部長は、「小池代表が株主であることや利益供与が株主権の行使に関して行われたことなどは知らなかった」と、商法違反の要件となる事実についての認識を否定した。証券取引法違反については「金額はわからないが、起訴事実とは間違いありません」と大筋で認めた。

小池代表に対する約一億七〇〇万円に上る利益供与の罪のみで起訴された岩佐元社員は、「起訴事実とは間違いありませんが、利益供与の額は約七九〇〇万円と思っています」と述べた。

(11) 元社長らの公判

一九九八年四月二四日商法違反と証券取引法違反の罪に問われた山一証券の元社長・三木淳夫被告と元副社長・白井隆二被告に対する初公判が東京地裁で開かれた。罪状認

否で三木元社長ら二人は、いずれも起訴事実を認めた。

この日で、起訴された山一証券の元役員ら八人と会社の認否がすべて明らかになった。証券取引法違反については元専務・井山日出邦被告を除く七人と会社が起訴事実を認めたものの、商法違反については「利益提供の相手が総会屋だったとは知らなかった」などの理由から起訴された七人のうち三人が無罪を主張した格好となった。

(12) 起訴された元役員たちに対する判決

総会屋グループ代表小池隆一 〓 公判中 〓 に不正な利益を供与したとして商法違反(利益供与)と証券取引法違反(損失補てん・利益追加)の罪に問われて起訴されていた元役員たちに対する東京地方裁判所の判決

一九九八年七月一七日

被告	元首都圏営業部長 松下光陽	判決	懲役一〇ヶ月 執行猶予二年	求刑	懲役一年	罪名	商法違反 証券取引法違反
----	------------------	----	------------------	----	------	----	-----------------

判決によると、松下元部長は、山一証券元社長・三木淳夫被告 〓 別途公判中 〓 らと共謀し、一九九四年一二月から

九五年一月にかけて三三回にわたり、シンガポール国際金融取引所で自己売買で得た先物取引の利益を付け替える方法で、小池代表に約一億七〇〇万円の利益を供与したとされている。

判決で、金山裁判長は、松下被告について「私利私欲に基づいた犯行ではなく、会社の業務の一環として上司の命にしたがって犯行を行ったに過ぎない」と執行猶予の理由を述べている。

一九九八年九月三〇日

被告	前副社長 白井隆二	判決	懲役一年 執行猶予三年	求刑	懲役一年	罪名	商法違反 証券取引法違反
----	--------------	----	----------------	----	------	----	-----------------

判決によると、白井前副社長は、前社長の三木淳夫被告 〓 公判中 〓 らと共謀し、一九九四年一二月から九五年一月、株主総会の進行に協力してもらう見返りに、自社の売買益を総会屋グループ代表 〓 公判中 〓 側に付け替え、約一億円の利益供与をしたとしている。

起訴事実のうち総会屋グループ代表小池隆一 〓 公判中 〓 に対する約六四八万円の利益供与については「共謀が成立

企業役員の商法違反

していない」と無罪を言い渡している。

判決で、金山裁判長は、「日本企業が不公正、不透明な側面をいまだ持ち合わせている実態をさらけ出した。被告は重要な役割を果たしており、経営の中核にいる者としての自覚に欠けた行為といわざるを得ない」と批判し、山一証券の体質について「総会屋との関係を断絶するどころか、与党総会屋として利用し、関係を続けてきた歴代トップの経営責任は重い。重大な問題を正面から解決しようとしなかった経営姿勢は健全な倫理観にかけるものとして厳しい非難に値する」と指摘している。

一九九八年一月七日

被告	判決	求刑	罪名
元株式部長 末貞俊士	懲役八ヶ月 執行猶予二年	懲役一年	商法違反 証券取引法違反
元株式部付部長 関本重雄	懲役八ヶ月 執行猶予二年	懲役一年	商法違反 証券取引法違反
元総務部付部長 岩佐茂太良	懲役一〇ヶ月 執行猶予二年	懲役一年	商法違反 証券取引法違反

判決で、金山裁判長は、「経営の最高責任者の指示で組織

的に行われた全社的な実行であり、日本企業を持つ不公正・不透明な側面を内外にさらけ出した影響は大きい」と述べた。

一九九九年六月二四日

被告	判決	求刑	罪名
元専務 井山日出邦	懲役一〇ヶ月 執行猶予三年	懲役一年	商法違反 証券取引法違反

判決によると、井山元専務は、一九九四年二月から九年一月、山一証券元社長三木淳夫らと共謀し、株主総会に協力してもらおう謝礼として、シンガポール国際金融取引所で得た自社の利益を総会屋グループ代表に服役囚側の口座に付け替える方法で約一億円余を供与したとされた。金山裁判長は「総会屋への利益供与は国民の信頼を裏切り、強い非難に値する」と述べた。

二〇〇〇年三月二八日

総会屋グループへの不公正な利益供与による商法違反、証券取引法違反さらに、粉飾決算事件で経営破綻した山一証券の最高責任者である元社長・三木淳夫、元会長・行平

次雄の両被告に対する判決公判がこの日、東京地方裁判所で開かれた。

被告	判決	求刑
元社長 三木淳夫	懲役二年六ヶ月	懲役四年
元会長 行平次雄	懲役二年六ヶ月 執行猶予五年	懲役三年

判決で、金山裁判長は「問題解決を先送りしたため、会社は自主廃業することとなり、被告人らの行為は強い非難に値する」としてこの判決を言い渡している。

一九九八年六月三〇日

総会屋グループ代表の小池隆一や顧客の昭和リースに不正な利益を提供したとして証券取引法違反（損失補填・利益追加）に問われた山一証券に対する公判で、検察側は「組織的で前例を見ない規模の未曾有の犯行。飛ばしや業績悪化など山一証券の暗部を覆い隠すために行った利益提供で、証券市場の公正性に強い不信感を植え付けた」と法人に罰金1億円を求刑した。

一九九八年七月一七日
この日東京地方裁判所は、法人としての山一証券に対して

証券取引法違反 罰金八〇〇万円
の判決を言い渡している。

以上で山一証券に関することは一応区切りとする

参考資料

朝日新聞 毎日新聞 日本経済新聞 日経アレコン 産経新聞